

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|----------|--|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|------|
| 一般廃棄物処分業 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.2.22 | つくば市市民環境部クリーンセンター 茨城県つくば市水守2339 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 7,659,000 | 非公表 | - | 一般廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村がこれを実施することから、競争を許さないため。 | 1 | 単価契約 |
| 官報掲載 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.2.27 | 茨城県官報販売所 茨城県水戸市南町2-6-37 | 官報の印刷であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 918円/1行 | 非公表 | - | 官報に掲載する手続きは、独立行政法人国立印刷局(窓口として各都道府県の官報販売所)が行っており、当該契約先以外に契約の相手先が存在しないため。 | 6 | 単価契約 |
| 昭和ビル賃貸借 1式 | 契約担当職 北海道研究業務推進室長 尾崎 ひろ美 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1) | H25.3.4 | (株)昭和ビル 北海道札幌市中央区大通西5-8 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 11,927,223 | 非公表 | - | 北海道における産学官連携の総合窓口として平成16年に開設した「R&Bパーク札幌大通サテライト」のオフィス借り上げであり、立地的及び継続的な観点から当該オフィスを借り上げる必要があるため。 | 5 | |
| 総合出張管理システムのASP使用及び保守管理 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.3.7 | (株)JTBコーポレートソリューションズ 東京都品川区大崎1-6-1 | 当該システムの開発には長期間を要し、25年度の入替えを計画していないため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 37,233,000 | 非公表 | - | 職員等が出張する際に必要な旅費に係る一連の業務システムで公募により導入したものであり、本件はそのライセンス使用及び保守契約である。当該システムは、既製品を当所仕様で改修し利便性を高め運用しているもので、システム開発には長期間を要するものであり、継続性の観点から当該システムの入替えの計画がないため。 | 19 | |
| 化学書資料館 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.3.7 | 丸善(株)筑波営業部 茨城県つくば市天久保4-6-4 | 再販価格が維持されている場合及び供給元がーの場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 当該システムは、丸善(株)が作成、直接販売しており、他業者を経由しての販売はしていないことから、競争を許さないため。 | 10 | |
| 小田急仙台ビル(「東北サテライト」事務室)賃貸借 | 契約担当職 東北研究業務推進室長 佐藤 学 (宮城県仙台市宮城野区若竹4-2-1) | H25.3.7 | 小田急不動産(株)ビル事業部 仙台支店 宮城県仙台市若林区新寺1-2-26 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 4,167,444 | 非公表 | - | 東北センターが(独)中小企業基盤整備機構と共同で、技術開発から事業化に至るまでの幅広い相談についてワンストップで対応する窓口として開設したオフィスの借り上げである。前年度と同様のサービスを提供するために継続的に使用することが必要不可欠であるため。 | 5 | |

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|---|--|------|---------------------------------------|-----|----------|---|----------------------|------|
| 文献情報検索システム (Reaxys) | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.3.15 | Elsevier B. V. Radarweg 29 1043 NX Amsterdam, Netherlands | 当該システムは契約相手方が作成および直接販売しており、競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 12,296,056 | 非公表 | - | 当該システムは、Elsevier Information Systems GmbHが作成、直接販売しており、他業者を経由しての販売はしていないことから、競争を許さないため。 | 10 | |
| 跡津川地殻歪計建物賃借及び保守管理 | 契約担当職 第七研究業務推進室長 竹原 淳一 (茨城県つくば市東1-1-1) | H25.3.27 | 神岡鉱業(株) 岐阜県飛騨市神岡町鹿間1-1 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,442,700 | 非公表 | - | 跡津川断層の活動状態を監視する目的で、岐阜県飛騨市神岡町の神岡鉱山内に地殻歪計や水位計を設置している。その観測は、平成9年より実施しており、観測データを現地収録しているため、収録装置の設置場所が必要である。神岡鉱山内に設置してある地殻歪計、地震計の保守管理及び観測器材設置のための建物の賃借を行うには鉱山管理者である当該契約相手先以外には存在しないため。 | 5 | |
| 放送受信料(日本放送協会) | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.3.28 | 日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 3,080,090 | 非公表 | - | 放送法32条1項では、日本放送協会の放送を受信できる設備を設置した者に対し、同協会との受信契約の締結を義務づけており、当該契約の相手方は他に存在しないため。 | 1 | |
| mcAccess e 利用料 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.3.29 | 一般財団法人移動無線センター 東京都新宿区西新宿3-7-1 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,002,960 | 非公表 | - | 産総研に設置しているMCA無線機で使用できる通信システムは、当該業者が管理しており、当該業者と契約することによってのみ通信環境が提供されるため。 | 1 | |
| 臨海副都心センターごみ処理料金(日本科学未来館管路収集分) | 契約担当職 臨海副都心研究業務推進部長 上野 俊夫 (東京都江東区青海2-3-26) | H25.4.1 | (独)科学技術振興機構 日本科学未来館 東京都江東区青海2-3-6 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | ゴミ処理 32.5/kg 管路使用料 289,714/月 | 非公表 | - | 臨海副都心センターの可燃ゴミの処理は、隣接する施設に設置してあるゴミ収集輸送機及びゴミ収集管路を共同利用しているものであり、その施設から料金収受業務の委託を受けた当該契約相手先に特定されることから、競争を許さないため。 | 1 | 単価契約 |

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|---|---------|-----------------------------------|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|------|
| 顧問料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.1 | レックスウェル法律特許事務所 東京都渋谷区代々木1-16-4 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 本件は、国際契約等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施するため。 | 19 | |
| 顧問料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.1 | 菊地総合法律事務所 東京都中央区日本橋室町2-2-1 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 本件は、売買契約や一般民事等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要があるため。 | 19 | |
| 顧問料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.1 | 光和総合法律事務所 東京都港区赤坂4-7-15 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 本件は、共同研究等産学官連携等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要があるため。 | 19 | |
| 顧問料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.1 | 第一芙蓉法律事務所 東京都中央区築地4-7-1 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な法律上の問題に関する相談業務であり、法律相談は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | |
| 後納郵便料 | 契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.1 | 郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 23,561,692 | 非公表 | - | 民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)の施行後、一般信書便事業者として総務大臣の許可を受けた事業者がいなことから、料金後納郵便契約を行える者が郵便事業(株)しか存在しないため。 | 9 | 単価契約 |

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------|---|---------|-------------------------------|---|------|-------------|-----|----------|------------------------|----------------------|----|
| ガス需給契約(北海道センター) | 契約担当職 北海道研究業務推進室長 尾崎 ひろ美 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1) | H25.4.1 | 北海道ガス(株) 北海道札幌市中央区大通西7-3-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 11,294,872 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約(東北センター) | 契約担当職 東北研究業務推進室長 佐藤 学 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1) | H25.4.1 | 仙台市ガス局 宮城県仙台市宮城野区幸町5-13-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 4,387,450 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約(つくばセンター) | 産業技術総合研究所理事 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1) | H25.4.1 | 筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市大字金田1917 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 428,935,552 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約(臨海センター) | 産業技術総合研究所理事 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1) | H25.4.1 | 東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 10,260,675 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約(中部センター) | 契約担当職 中部研究業務推進部長 中島 義昭 (愛知県名古屋市中区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H25.4.1 | 東邦瓦斯(株) 愛知県名古屋市中区桜田町19-18 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 7,258,779 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約(関西センター) | 契約担当職 関西研究業務推進部長 巽 一 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H25.4.1 | 大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 32,969,782 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------|--|---------|--------------------------------------|---|------|-------------|-----|----------|------------------------|----------------------|----|
| ガス需給契約(四国センター) | 契約担当職 四国研究業務推進室長 小池 英樹 (香川県高松市林町 2217-14) | H25.4.1 | 四国ガス(株) 香川県高松市松福町 1-3-8 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 4,589,970 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 水道料(北海道センター) | 契約担当職 北海道研究業務推進室長 尾崎 ひろ美 (北海道札幌市豊平区 月寒東2条17-2-1) | H25.4.1 | 札幌市水道事業管理者 北海道札幌市豊平区 豊平6条3-2-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 4,000,522 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 水道料(東北センター) | 契約担当職 東北研究業務推進室長 佐藤 学 (宮城県仙台市宮城野 区苦竹4-2-1) | H25.4.1 | 仙台市水道局 宮城県仙台市太白区 南大野田29-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,791,035 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 水道料(つくばセンター) | 産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が 関 1-3-1) | H25.4.1 | つくば市水道部 茨城県つくば市苅間 2530-2 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 383,972,704 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 水道料(臨海センター) | 産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が 関 1-3-1) | H25.4.1 | 東京都水道局 東京都新宿区西新宿 2-8-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 9,095,016 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 水道料(中部センター) | 契約担当職 中部研究業務推進部長 中島 義昭 (愛知県名古屋市中 山区下志段味穴ヶ洞 2266-98) | H25.4.1 | 名古屋市上下水道局 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 7,709,429 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------|---|----------|--------------------------------------|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 水道料(関西センター) | 契約担当職 関西研究業務推進部長 巽 一 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H25.4.1 | 池田市水道部 大阪府池田市菅原町6-10 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 31,587,908 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一者であるため。 | 8 | |
| 県有土地賃貸借 1式 | 契約担当職 九州研究業務推進室長 玉上 康弘 (佐賀県鳥栖市宿町807-1) | H25.4.1 | 佐賀県 佐賀県佐賀市城内1-1-59 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 24,646,560 | 非公表 | - | 本件の九州センター用地は、敷地面積、地盤等の基本条件並びに、大学、試験研究機関、行政機関、産業界との連絡が容易であることなどを基準とした「九州工業試験所用地選定基準」に基づき、昭和39年に現在の佐賀県鳥栖市への設置が工業技術院で決定された。現在当センターにおいては、その立地条件を活かしたイノベーションハブとして機能および継続的な研究開発の必要性から引き続き当該用地を借り上げる必要があるため。 | 5 | |
| ナノ・マイクロ ビジネス展への出展費用 | 契約担当職 東研究業務推進室長 浦井 聡子 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H25.4.8 | メサゴ・メッセフランクフルト(株) 東京都千代田区飯田橋1-3-2 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,470,000 | 非公表 | - | ナノ・マイクロ ビジネス展 は主催イベント事務局がメサゴ・メッセフランクフルト(株)である。出展申込み先は同社のみであり、当該契約先外に存在しないため。 | 5 | |
| JASIS2013出展小間料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.15 | JASIS委員会 東京都千代田区神田錦町1-12-3 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,312,500 | 非公表 | - | JASIS2013 は主催イベント事務局がJASIS委員会である。出展申込み先は同社のみであり、当該契約先外に存在しないため。 | 5 | |
| 第8回再生可能エネルギー世界展示会出展料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.4.22 | (株)シー・エヌ・ティ 東京都千代田区神田須田町1-24-3 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,394,000 | 非公表 | - | 本展示会の事務局は株式会社シー・エヌ・ティであり、出展の取りまとめ、出展者へのサポート、出展費用の回収、当日の展示会の運営などを当該会社が実施する。したがって、展示会出展料の支払先は、本展示会唯一の事務局である株式会社シー・エヌ・ティであるため。 | 5 | |

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|--|----------|---------------------------------|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 会場借料 | 契約担当職 第二研究業務推進部長 渡邊 修治 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.5.24 | 飯野海運(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,704,699 | 非公表 | - | 高信頼性太陽電池モジュール開発・評価コンソーシアムでは、2011年8月に第1期最終成果報告会、2012年12月に第II期中間成果報告会を開催し、毎回、産学官から300名以上の参加者を集めている。今回は5年間にわたり実施した高信頼性太陽電池モジュール開発・評価コンソーシアムの最終成果報告会であり、これまでを上回る400名以上の参加者が予想される。また、経済産業省から幹部を来賓としてお招きする予定である。これらの状況を踏まえ、コンソーシアムのメンバーで構成される運営委員幹事会において、収容サイズ、国内各所並びに経済産業省からアクセスしやすい場所、会場の空き状況、さらに他のホールとの料金を総合的に判断し、当該ホールに決定したため。 | 5 | |
| H25年度FIRSTプログラム最終報告会会場使用料 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.5.28 | (株)東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内3-5-1 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,682,100 | 非公表 | - | 要求仕様を満たし、かつ指定の日時に予約可能であるため。 | 5 | |
| 平成25年度第一回衛生工学衛生管理者講習 | 契約担当職 調達室長 井佐 好雄 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.5.30 | 中央労働災害防止協会 東京都港区芝5-35-1 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 3,515,400 | 非公表 | - | 本講習会は、厚生労働大臣の定める講習機関として指定されている必要があり、茨城県では、本選定先の中央労働災害防止協会のみが指定を受けているものであるため。 | 1 | |
| Biojapan2013 出展料 | 契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H25.6.10 | BioJapan事務局 東京都千代田区猿楽町1-5-18 | 当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,378,250 | 非公表 | - | Biojapan2013 は主催イベント事務局がBioJapan事務局である。出展申込み先は同社のみであり、当該契約先外に存在しないため。 | 5 | |

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所 第1/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------|---|----------|----------------------------|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 実験用紳士用革靴他 | 契約担当職 臨海副都心研究業務推進部長 上野 俊夫 (東京都江東区青海2-3-26) | H25.6.25 | 大塚製靴(株) 東京都港区六本木7-15-14 | 本件の靴型は、平成23年度に選定した靴型をベースとした改良型であるため、元となる靴型に修正を加える作業は、靴型を所有する社でなければ対応することはできない。さらに、靴型は、当該業者の財産である。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,091,600 | 非公表 | - | 本件の靴型は、平成23年度に選定した靴型をベースとした改良型であるため、元となる靴型に修正を加える作業は、靴型を所有する社でなければ対応することはできないため。 | 19 | |